

## 「矢保利の館」使用上の最低条件

平成5年から7年にかけて、国の事業を活用して建築及び周辺・付随施設を整備。国の事業を活用するには、一定の目的があり、この目的に沿った運営がなされなければならない。

### 【事業上の目的】

山村住民と都市住民との交流を通じて、山村文化水準の向上を図る。また、この建物での観光資源の提供や、山村衣食文化の体験、指導を通じて山村住民の農業所得の増加と就労の場を図る。

### ☆目的に沿った施設等利用にあたっての注意事項

1. 建物および付随施設は、国事業により整備したものであり、利用にあたっては整備時の目的に沿って以下の用途に限って行うこと。
  - 建物内の用途  
飲食物(体験メニュー)の提供、体験教室の開催、入浴  
※入浴施設は給湯施設不備のため稼働できません。
  - 建物外の用途  
オートキャンプ場、散策
2. 建物の改装や用途変更は要協議。
3. その他  
冬期間は、建物床下をボート格納庫として利用する。

保健所等の許認可  
の必要あり